



ごみステーションからの ごみ・資源物の **持去り行為は犯罪です**



◎ごみステーションから持去り行為を行った者に対して、持去り行為を行わないよう、市は、命令することができます。

◎禁止命令に違反した者には、20万円以下の罰金を科します。
禁止命令に違反した行為が、会社等の業務として行われた場合は、会社等にも同様の罰金を科します。